

県民環境部

I 安全・安心のくらしさが

I—I 防災・減災・県土保全

1 原子力発電所の安全対策（公害対策費、環境センター費）

① 事業の目的

玄海原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境保全を図るため、九州電力㈱との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」(安全協定)の適正な運用を図るとともに、原子力発電所や周辺環境の安全を確認する。

また、原子力発電所の運転等に関する新たな規制基準が施行されたため、この基準に基づく玄海原子力発電所における安全対策の実施状況等を確認する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
原子力安全等対策事業	(176,558) 167,520	・安全協定の運用 ・環境放射能の監視 空間線量測定 環境試料測定 監視機器整備 無停電電源装置更新等 ・原子力環境安全連絡協議会開催（1回） ・広報対策事業の実施等 ①原子力・放射線等に関する研修 講義、実習、発電所視察 参加者数 279人 ②「佐賀県の原子力発電」改訂 配布部数 約300部 ③原子力広報用ちらしの作成・配布 配布部数 約 53,000部 ④パネル展の開催	(255,757) 250,164	・安全協定の運用 ・環境放射能の監視 空間線量測定 環境試料測定 監視機器整備 モニタリングポスト局舎更新等 ・原子力環境安全連絡協議会開催（2回） ・広報対策事業の実施等 ①原子力・放射線等に関する研修 講義、実習、発電所視察 参加者数 144人 ②「佐賀県の原子力発電」改訂 配布部数 約300部 ③原子力広報用ちらしの作成・配布 配布部数 約 53,000部

③ 事業の成果

安全協定に基づき、玄海原子力発電所の運転状況を確認するとともに、環境放射能の監視を実施し、玄海原子力発電所の影響による異常は認められないことを確認した。

また、玄海原子力発電所の安全対策の実施状況や、新規制基準に基づく玄海3・4号機の審査の状況、結果などを確認した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】					

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会により、規制法令・基準の改定などが行われ、各原子力発電所ではこれに基づく様々な安全対策が実施されてきているが、依然として、県民の中に原子力発電の安全性に関して不安や疑問の声がある。
- 玄海原子力発電所3、4号機の再稼働に当たり、「何よりも県民の安全が大切である」という考え方のもと、県が専門的・技術的な助言を受けることを目的に、平成28年12月、佐賀県原子力安全専門部会を設置し、国の審査結果を確認してきたところである。
- 福島第一原子力発電所事故後、放射線・放射性物質に対する県民の関心がより高くなっている。

<要因分析>

- 原子力発電について、絶対に安全ということはない。
- 放射線・放射能は目に見えないものであり、日常の生活の中で理解することが困難である。

<対応方針>

- 玄海原子力発電所3、4号機の再稼働及び1号機の廃止措置等について、国及び事業者における安全性・信頼性向上への取組をしっかりと確認するとともに、国及び事業者に対して不断の取組を求めていく。
- 玄海原子力発電所周辺の放射線・放射能調査を適切に実施し、その調査結果を分かりやすい形で情報提供していくとともに、原子力発電に関して、県職員や市町職員向けの研修会の開催や県民向けの広報活動に取り組んでいく。

I - II くらしの安全・安心

1 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進（企画総務費）

① 事業の目的

犯罪の起きにくい安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪の防止のための自主的な活動の促進の一環として、防犯ボランティア研修会等への参加団体を平成30年度までに延べ200団体とするなど、県民の防犯意識の高揚等に向けた施策を展開する。

また、犯罪被害者等の支援を推進するため、県民の犯罪被害者支援に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪被害者支援ボランティアを平成30年度までに24人確保し、犯罪被害者の立場に立った施策を展開する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
地域安全活動推進事業	(355) 332	<p>「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づく各種施策及び防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動等</p> <p>①防犯ボランティアスクールアップ研修会及び防犯責任者養成研修会の開催 ・ボランティア研修会 9月5日 17団体参加 ・責任者養成研修会 10月11日 57名参加</p> <p>②防犯あんしん会議の開催（3月7日）</p> <p>③防犯サポートネットワーク会員に対する広報 ・登録会員数 98団体 ・防犯サポートニュース発行 15件</p>	(336) 331	<p>「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づく各種施策及び防犯意識の高揚を図るための広報啓発活動等</p> <p>①防犯ボランティアスクールアップ研修会及び防犯責任者養成研修会の開催 ・ボランティア研修会 6月10日 17団体参加 ・責任者養成研修会 10月21日、3月15日 計59名参加</p> <p>②防犯あんしん会議の開催（2月12日）</p> <p>③防犯サポートネットワーク会員に対する広報 ・登録会員数 98団体 ・防犯サポートニュース発行 18件</p>

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		④ホームページ等やイベントにおける県民への広報啓発活動		④ホームページ等やイベントにおける県民への広報啓発活動
犯罪被害者等支援事業	(226) 219	①被害者支援フォーラム開催 • 12月3日開催 • 参加者数約400人 ②広報 • 犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日まで)等における啓発活動 ③市町担当者会議等の開催 ④犯罪被害者支援ハンドブック等の作成 • ハンドブック250部 • リーフレット 8,000部	(132) 130	①被害者支援フォーラム開催 • 11月5日開催 • 参加者数75人 ②広報 • 犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日まで)等における啓発活動 ③市町担当者会議等の開催

③ 事業の成果

県、警察、防犯ボランティア団体、関係機関及び団体が連携し、広報啓発活動等に取り組んだことから、県内の全刑法犯認知件数（平成28年中5,089件）は前年比333件減少した。なお、防犯意識等を高めるために開催した防犯ボランティア研修会等への参加団体数は延べ135団体となり、28年度の目標である100団体を達成した。

また、犯罪被害者等の支援に関する広報、啓発を行い、被害者支援ネットワーク佐賀V O I S Sと連携し、犯罪被害者支援ボランティアに対する講習にも取り組んだが、同ボランティア数は17人となり、28年度の目標22人を達成できなかった。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
防犯ボランティア研修会等への参加団体数（延べ数）	団体	(50) 61	(100) 135	(150)	(200)
犯罪被害者支援ボランティア数	人	(21) 17	(22) 17	(23)	(24)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

＜現状・課題＞

【地域安全活動推進事業】

- ・ 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、空き巣等の住宅を狙った窃盗被害や、自転車盗等の乗り物盗の被害のうち無施錠の被害の割合(空き巣約64%、自転車盗約67%、車上ねらい約72%)が全国平均に比べて高く、県民が身近に不安に感じている犯罪（窃盗等）に対する防犯意識が低い。
- ・ ニセ電話詐欺の被害額が2年連続で2億円を超え、過去最悪で推移し、中でも高齢者の被害が全体の半数を超えており、未だ高齢者のニセ電話詐欺に対する抵抗力が低い。(高齢者の割合：約57%、高齢女性の割合：約49%)
- ・ 県民や事業者の防犯活動（防犯ボランティア活動、防犯CSR活動）に対する意識等に地域毎にバラつきがある。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 県及び18市町において犯罪被害者等支援に特化した条例が整備されているものの、県や市町の総合的対応窓口等の担当者の経験不足等により、対応が不十分な面がある。
- ・ 県民の犯罪被害者等の現状等への理解が不足している。

＜要因分析＞

【地域安全活動推進事業】

- ・ 県民の犯罪被害に対する危機意識等の欠如、自己の防犯対策に対する判断の過剰評価が考えられる。
- ・ ニセ電話詐欺について、高齢者の犯罪等に対する判断能力の欠如や、高齢者と社会人、若年層など地域社会とのコミュニケーション不足等が考えられる。
- ・ 県民や事業者等の安全で安心なまちづくりに対する意識の欠如や防犯活動等を行っている団体・企業等が固定化している。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 県や市町の担当者における犯罪被害者等の知識・情報不足が考えられる。
- ・ 犯罪被害者支援に関する理解促進等を含めた広報啓発活動等の不足が考えられる。

<対応方針>

【地域安全活動推進事業】

- ・ 県民が身近に不安に感じている犯罪（窃盗等）の防犯対策のため、防犯教育や各種広報啓発活動等を強化し、防犯意識の向上と各種防犯対策の周知徹底に努める。
- ・ 高齢者を始め、社会人、若年層等に対しへ電話詐欺被害防止の広報啓発活動等を強化するほか、高齢者等犯罪弱者を犯罪に遭わせない地域づくりのため各種防犯対策の推進に努める。
- ・ 防犯ボランティア団体や事業者、関係機関、団体等に対する防犯研修会等の開催や、各種支援対策を強化し活性化を図るほか、同団体等と連携した犯罪の起きにくい社会づくり（犯罪の防止に配慮したまちづくりの充実等）に努める。

【犯罪被害者等支援事業】

- ・ 民間支援団体を始めとした関係機関・団体等と連携を強化し、犯罪被害者等支援条例に基づく各種支援施策を推進し、犯罪被害者等への支援の充実に努める。
- ・ 犯罪被害者支援フォーラムを始めとした各種広報啓発活動等を強化し、犯罪被害者等支援の理解促進に努める。

2 交通安全対策の推進（企画総務費）

① 事業の目的

平成 30 年までに年間の交通事故発生件数を 6,994 件に減少させるため、交通安全県民運動を中心として、幼児から高齢者までを対象にした、きめ細かな交通安全教育や広報啓発活動の推進による県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故分析の結果を活用した警察による交通指導取締りを始め、関係機関・団体等による子どもや高齢者の保護誘導などの街頭活動の強化を実施する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
<主要事項> 「佐賀県交通事故ワースト 1 からの脱却！」緊急プロジェクト事業	(37,400) 31,735	①交通安全啓発 CM • 3 本 326 回放送 ②交通安全ロゴマークの活用 • ロゴマーク入り反射材等 約 30,000 枚配布 ③優良市町表彰 • 4 町実施 みやき町、白石町、江北町、基山町 ④交通安全教育 • 「応援教育隊」派遣 94 回派遣 約 3,800 人参加 ⑤交通事故ワースト 1 脱却コンテスト • 無事故無違反チャレンジ 1,849 チーム応募 (7,396 人) • 交通安全アイデアチャレンジ 188 件応募	(29,979) 29,921	①交通安全啓発 CM • 4 本制作 197 回放送 • サガテレビ情報番組内啓発放送 3 回 ②交通安全ロゴマーク作成 • マグネットステッカー 約 10,000 枚配布 ③優良市町表彰 • 2 町実施 吉野ヶ里町、太良町 ④交通安全教育 • 「応援教育隊」派遣 48 回派遣 約 1,800 人参加

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
交通安全県民運動推進事業	(3,184) 3,096	①各季交通安全県民運動の広報啓発 ・チラシ・ポスター 約7万枚配布 ②イベントでのブース出展による交通安全PR ③交通功労者表彰 ・個人表彰7人 ・団体表彰2市町	(3,208) 3,110	①各季交通安全県民運動の広報啓発 ・チラシ・ポスター 約7万枚配布 ②イベントでのブース出展による交通安全PR ③交通功労者表彰 ・個人表彰12人 ・団体表彰3市町

③ 事業の成果

「交通事故発生件数を8,286件以下にする」という28年度の目標達成を目指して「佐賀県交通事故ワースト1からの脱却」緊急プロジェクトの展開及び各季の交通安全県民運動の広報啓発活動の事業に取り組んだ結果、交通事故発生件数が7,783件となり、28年度における目標は達成した。

ただし、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数の全国ワースト1脱却には至らなかった。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
交通事故の総量抑止	件	(8,578) 8,561	(8,286) 7,783	(7,644)	(6,994)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 平成28年中の人身交通事故発生件数は、前年対比で減少しているものの、5年連続して人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が全国ワースト1となった。
- 全人身交通事故に占める追突事故の割合が約47%と全国平均(約37%)よりも高く、人身事故総量を押し上げている現状から、追突事故の低減が交通事故総量抑止への重要な課題となっている。
- 高齢者が関係する交通事故の割合が全人身交通事故の約34%を占め、全交通事故死者に占める高齢者の死者の割合も約54%を占めており、高齢者対策が課題となっている。

<要因分析>

- ・ 追突事故発生原因の約 85%を前方不注意・動静不注視が占めており、前を見て運転するという運転の基本的遵守事項が守られていない。
- ・ 追突事故の第 1 当事者における 30 歳未満者の割合が高い。(約 31%)
- ・ 高齢化の進展に伴って、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が年々増加傾向にある。
- ・ 交通事故死者のうち、夜間歩行中死者は、高齢者が多数を占めたほか、総じて反射材の着用が認められず、ドライバーからの確認が遅れやすい状況が見受けられた。

<対応方針>

- ・ 平成 28 年中のワースト 1 脱却には至らなかったが、佐賀県の交通安全対策の指針である「第 10 次佐賀県交通安全計画」の指標達成に着実に近づいていることから、現在実施中の事業の実施効果を見極めるとともに、データ分析も活用しながら、効果的な交通安全対策事業の充実を図ることにより、交通事故総量を抑止し、ワースト 1 脱却を図る。
- ・ 悲惨な交通死亡事故をなくし、県民の命を守るために、事故の危険性が大きい 4 車線道路へ中央分離帯を設置する社会実験など、関係者と協議しながら、より効果的な交通事故抑止に係る方策を検討する。
- ・ 全国平均よりも高い追突事故の発生状況及び運転の基本の遵守の重要性を効果的に広報啓発する。
- ・ 県民への意識づけに係る取組を行う県交通対策協議会や市町等への支援を重点的に行う。
- ・ 追突事故における 30 歳未満者の第 1 当事者の割合が高いことから、重点的に運転者対策を講じる。
- ・ 高齢者を中心とした広報啓発活動を実施し、高齢者事故の防止を図る。
- ・ 反射材の着用促進及び、原則ハイビームの広報啓発を徹底し、歩行者事故の防止を図る。

3 消費生活の安定向上（企画総務費）

① 事業の目的

複雑・多様化する消費生活相談に対応した相談体制の充実による消費者被害の救済と、県民への適時・適切な情報提供や様々な世代の消費者教育・啓発等の推進による契約トラブルの未然防止を図り、県民の消費生活の安定向上を図る。

また、被害の拡大防止を図るために、特定商取引法等に基づく悪質な事業者への指導・監督を強化する。

消費者被害の救済に関しては、「消費生活センターの苦情相談のあっせんによる解決率」93%を目指に掲げ、相談業務を適切に遂行する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
消費者基本法関係法施行事務事業	(1,392) 759	①事業者への調査、指導 • 不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導 行政指導 3件 • 特定商取引に関する法律及び県条例に基づく指導 行政指導 2件 行政処分 0件 ②会議開催 • 「佐賀県消費生活の安全安心対策会議」及び「佐賀県多重債務者対策会議」 開催日 1月 27 日	(1,153) 690	①事業者への調査、指導 • 不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導 行政指導 5件 • 特定商取引に関する法律及び県条例に基づく指導 行政指導 2件 行政処分 3件 ②会議開催 • 「佐賀県消費生活の安全安心対策会議」及び「佐賀県多重債務者対策会議」 開催日 11月 20 日
消費者行政対策推進事業	(18,744) 18,431	①消費者組織の育成 • 消費者グループの育成 指導 6 グループ ②消費者被害の未然防止 • 広報紙「くらしの安全安心だより」 (年 4 回発行)	(18,750) 18,280	①消費者組織の育成 • 消費者グループの育成 指導 6 グループ ②消費者被害の未然防止 • 広報紙「くらしの安全安心だより」 (年 4 回発行)

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		<p>③消費生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センターでは、年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで相談に対応 ・相談件数 7,557 件 ※県及び市町の計 		<p>③消費生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センターでは、年末年始を除く、毎日午前9時から午後5時まで相談に対応 ・相談件数 8,194 件 ※県及び市町の計
消費者行政推進事業	(51,546) 49,651	<p>①消費生活相談員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルアップ研修会の開催（6回）や研修受講 <p>②消費者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発グッズや啓発チラシを作成、配布 ・講師派遣による出前講座等を実施 開催回数 198 回 受講者数延べ 11,115 人 ・啓発行事（消費者月間フェア）の開催 来場者数 4,700 人 <p>③県消費生活センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間延長の継続 9時～16時の相談時間を1時間延長（～17時まで） ※16時以降の受付件数…461 件 	(66,883) 66,836	<p>①消費生活相談員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベルアップ研修会の開催（6回）や研修受講 <p>②消費者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発グッズや啓発チラシを作成、配布 ・講師派遣による出前講座等を実施 開催回数 225 回 受講者数延べ 11,768 人 ・啓発行事（消費者月間フェア）の開催 来場者数 5,000 人 <p>③県消費生活センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間延長の継続 9時～16時の相談時間を1時間延長（～17時まで） ※16時以降の受付件数…566 件

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の相談窓口への助言等の支援を行う消費生活特別相談員を、県消費生活センターに配置（1名） ④市町への補助（消費者行政活性化事業費補助） <ul style="list-style-type: none"> ・市町の消費相談窓口の施設整備等機能強化、消費生活相談員配置、消費者に対する普及啓発事業等を支援 開設日数の増 7市9町 消費生活相談員の増 2市 相談時間延長 5市4町 ⑤消費者被害防止に取り組む団体への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の2団体の活動を支援 N P O法人 I Tサポートさが N P O法人 佐賀消費者フォーラム 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町の相談窓口への助言等の支援を行う消費生活特別相談員を、県消費生活センターに配置（1名） ④市町への補助（消費者行政活性化事業費補助） <ul style="list-style-type: none"> ・市町の消費相談窓口の施設整備等機能強化、消費生活相談員配置、消費者に対する普及啓発事業等を支援 開設日数の増 7市9町 消費生活相談員の増 2市 相談時間延長 5市4町 ⑤消費者被害防止に取り組む団体への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の2団体の活動を支援 N P O法人 I Tサポートさが N P O法人 佐賀消費者フォーラム 	

③ 事業の成果

県民の消費生活の安定向上のため、「消費生活相談のあっせんによる解決率 93%」を目指して消費生活相談員による相談対応を行った結果、実績は 95.6%となり目標を達成した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
消費生活相談のあっせんによる解決率	%	(93) 91.2	(93) 95.6	(93)	(93)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 消費者被害の内容が多様化・深刻化し、また、あっせんするも不調になるなど、解決が容易でないものも増えている。
- ・ 70歳以上の高齢者からの相談の割合が全体の約1/4を占めるなど、全ての年代の中で最も高く、高齢者を狙った悪質な販売等によるトラブルが多く発生している。
- ・ 成年年齢の引き下げが検討されており、若者の消費者トラブルの増大が懸念されている。

<要因分析>

- ・ 経済社会のグローバル化、インターネットの普及に伴い、新手の販売方法、新手の悪質商法などによる消費者被害が発生している。
- ・ 高齢者のみの世帯が増加し、地域で支え合うといった地域の力が低下している。
- ・ 若者が十分な消費者教育を受けないまま、事業者との契約を行っている。

<対応方針>

- ・ 「佐賀県消費者教育推進計画」に基づき、自立した消費者を育み、消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者教育の機会の拡大を学校や地域に働きかけるとともに、あらゆる機会を通じて消費者に啓発を行う。
- ・ 消費生活相談員の養成とそのレベルアップ及び、相談体制の整備により、複雑な相談への対応向上を図るとともに、消費者トラブルを迅速に解決する。
- ・ 悪質な事業者に対し、適宜指導を行う。
- ・ 事業者の不当な勧誘や不当な契約条項などの「不当行為」の差止め請求ができる、県内の適格消費者団体の活動を支援する。
- ・ 高齢者が消費者トラブルの被害者となることを防止するため、高齢者はもとより、民生委員等高齢者と関わりのある方を対象とした出前講座を実施するとともに、高齢者の地域での見守りの強化や警告メッセージ発信機能付き通話録音装置の普及を図る。
- ・ 大学生等の若者に対する啓発事業を継続するとともに、自立した消費者となることを目指したリーダー養成事業を継続する。

II 楽しい子育て・あふれる人財 さが

II—I 子育て

1 みんなで取り組む次世代育成支援（社会教育総務費）

① 事業の目的

未来を担う若い世代に対し、人生における結婚や出産、子育てについて自ら考えまなぶ機会を提供する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
みらいのパパママへのメッセージ事業	(4,983) 4,865	<ul style="list-style-type: none"> ○高校や若い世代が集まる催しで、子育て当事者の話やショート劇を行うことにより結婚や子育てを考える機会を設ける。 ・高校等 18 校、成人式 2 会場で実施 ○中学生と乳幼児及びその保護者とのふれあいの場となる「子育てワークショップ」を開催する。 ・全 54 回実施 	(4,308) 4,249	<ul style="list-style-type: none"> ○高校や若い世代が集まる催しで、子育て当事者の話やショート劇を行うことにより結婚や子育てを考える機会を設ける。 ・高校 17 校、成人式等 3 会場で実施 ○中学生と乳幼児及びその保護者とのふれあいの場となる「子育てワークショップ」を開催する。 ・全 72 回実施

③ 事業の成果

みらいのパパママへのメッセージ事業において、高校・成人式でショート劇を 20 回、また中学生向け子育てワークショップを 54 回実施し、未来を担う若い世代に、結婚や子育てについて考える機会を提供し、結婚や子育てについての明るく前向きなイメージの形成に寄与した。

④ 総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】					

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

＜現状・課題＞

「少子化に関する県民意識調査」によると、未婚者が独身でいる理由については、適当な相手にめぐり会わない、男性は結婚生活を送るだけの経済力がないという意見が多く、個人の意識や行動様式に課題がある。

＜要因分析＞

結婚の先送りや不安定就労の若者の増加、仕事と子育ての両立の難しさ、固定的性別役割分担意識が解消されていない。また、結婚・妊娠など人生設計について考える機会が少ない。

＜対応方針＞

主に中学生や高校生に対し、長期的視点で、結婚や出産、子育てについての前向きなイメージが持てるような機会を創出するなど、子育てし大県“さが”プロジェクトに取り組むなかで、社会教育の観点から、どのような施策が必要か検討していく。

2 地域で支える青少年の健全育成（社会教育総務費、社会教育施設費）

① 事業の目的

県少年自然の家の管理運営を行い、自然の中での様々な体験活動や集団での宿泊生活を通じて、子どもたちの健全な育成に資することとし、平成30年度までに小中学校をはじめ県内団体による利用を年間1,000団体にすることを目指す。

自然体験活動の指導者を養成するとともに、参加しやすい自然体験活動の機会を提供することにより、心身ともにたくましい子を育む環境づくりを推進する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
少年自然の家管理運営事業	(225,014) 224,101	○県少年自然の家3所（黒髪、北山、波戸岬）の管理運営 （指定管理者） ○年間延べ利用者数 • 黒髪 25,153人 • 北山 55,097人 • 波戸岬 73,255人 ○県内年間利用団体数 • 黒髪 310団体 • 北山 294団体 • 波戸岬 420団体	(226,843) 226,842	○県少年自然の家3所（黒髪、北山、波戸岬）の管理運営 （指定管理者） ○年間延べ利用者数 • 黒髪 26,606人 • 北山 55,040人 • 波戸岬 73,265人 ○県内年間利用団体数 • 黒髪 290団体 • 北山 261団体 • 波戸岬 418団体
<主要事項> キッズチャレンジ！自然体験活動推進事業	(4,864) 2,607	○子どもの自然体験活動の推進 • 指導者の人材育成（資格取得支援：19名、指導者による出前講座：14カ所） • 週末の自然体験活動プログラム開催（CSO等への補助：41プログラム）	—	—

③ 事業の成果

少年自然の家管理運営事業に取り組んだ結果、小中学校をはじめ県内団体による年間利用が1,024団体となり、28年度における目標（965団体）が達成された。

キッズチャレンジ！自然体験活動推進事業において、自然体験活動指導資格者を19名養成し、週末の自然体験活動プログラム開催を支援することで、子どもたちへの自然体験活動の機会提供とともにその重要性の普及啓発に寄与した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
小・中学校をはじめとする県内団体の県立少年自然の家の利用団体数（累計）	団体	(950) 969	(965) 1,024	(980)	(1,000)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を図るために、自然体験活動を通じて、豊かな感性や社会性を育む必要があり、県立少年自然の家の一層の利用促進が求められるとともに、参加しやすい自然体験活動の機会の創出が必要である。

<要因分析>

これまで身近にあった遊びや自然体験の機会が減少しているとともに、自然体験活動を支援する人材が不足している。

<対応方針>

今後も、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設である県立少年自然の家の一層の利用促進を図るために、継続的な啓発活動等を行っていく。

また、自然体験活動の指導者を育成するとともに、参加しやすい自然体験活動の機会の提供を図る。

II-II 生涯学習

1 未来に活かすまなびの環境づくり（社会教育総務費、社会教育施設費）

① 事業の目的

まなびたい人が誰でも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができ、その成果を活かすことができる環境づくりを行うことにより、生涯学習の機運をさらに醸成する。

- ・ 県立生涯学習センターにおける人材育成、学習機会提供及び交流促進を通じて、生涯学習の振興を図り、平成 30 年度までに県民カレッジへの延べ入学者数を 30,500 人することを目指す。
- ・ 放課後子供教室を開設し、体験活動を通じた子どもたちの育成を図るとともに、地域の大人との交流を通じた地域の教育力の向上を図るため、平成 30 年度までに放課後子供教室等への地域の大人の延べ参加者数を 80,000 人することを目指す。

また、学校と地域との連携を図る地域コーディネーターの配置と学校支援ボランティアの派遣への支援を行うことにより、生涯学習の成果の活用と地域の教育力の向上を図る。

- ・ 公民館・図書館等のまなびの場を中心とした「まなび合い」による地域課題解決等に向けた取組を支援し、平成 29 年度までに延べ 55 か所で取組を進めていくことをを目指す。
- ・ 県内の図書館が更に利用しやすくなるように環境整備を進め、併せて県立図書館の機能の充実を図るため、県立図書館による図書館サービスを提供し、かつ、県内図書館ネットワークを構築することにより、平成 30 年度までに県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数を 92,000 件にすることを目指す。

また、県立図書館の施設整備の方向性を検討し具体化する。

- ・ 子どもが本に親しむ環境づくりを推進するため、平成 30 年度までに、地域コミュニティにおける子どもの居場所のうち、400 カ所の図書コーナー“こころざしスポット”の環境整備を図る。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
生涯学習センター 事業	(61,577) 61,577	○人材育成 ・生涯学習関係職員等の育成 ・公民館等の課題解決取組支援 ○学習機会提供 ・県民カレッジの推進 ・生涯学習の情報提供・相談	(59,849) 59,848	○人材育成 ・生涯学習関係職員等の育成 ・公民館等の課題解決取組支援 ○学習機会提供 ・県民カレッジの推進 ・生涯学習の情報提供・相談

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○交流促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・まなびいフェスタ、まなびいチョイスセミナーの開催 ・調査・研究 		<ul style="list-style-type: none"> ○交流促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・まなびいフェスタ、実践交流会の開催 ・調査・研究
放課後子供教室推進事業	(28,920) 27,984	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子供教室の開設 108 教室（市町への補助） ○安全管理員研修の実施 	(32,400) 29,730	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子供教室の開設 107 教室（市町への補助） ○安全管理員研修の実施
地域・学校の連携協力体制づくり支援事業	(17,205) 17,205	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部を設置しコーディネーターを通じた地域人材による学校支援活動の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部設置 4市町 17 本部（市町への補助） ・放課後の学習支援に取り組む市町への I C T 機器等の整備費補助 	(418) 374	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部を設置しコーディネーターを通じた地域人材による学校支援活動の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部設置 2市 6 本部（市町への補助）
地域のまなび合い支援事業	(7,547) 7,225	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・図書館等を中心としたまなび合いによる地域課題解決等に向けた取組の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・取組件数 20 件（C S O 等への補助） <ul style="list-style-type: none"> ・まなび合い活動支援フォーラムの開催 ・まなび合い推進マニュアル（事例集）作成 	(4,451) 3,976	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・図書館等を中心としたまなび合いによる地域課題解決等に向けた取組の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・取組件数 11 件（C S O 等への補助） <ul style="list-style-type: none"> ・まなび合い活動支援フォーラムの開催

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
<主要事項> キッズチャレンジ！自然体験活動推進事業費	(4,864) 2,607	II—I—2に前述	—	—
図書資料整備事業	(48,226) 48,177	○県立図書館の資料購入等 ・館内用図書資料 13,714点 ・視聴覚資料 37点 ・郷土資料 287点 ・館外用図書資料 301点	(50,631) 50,565	○県立図書館の資料購入等 ・館内用図書資料 13,563点 ・視聴覚資料 0点 ・郷土資料 255点 ・館外用図書資料 305点
郷土資料の整備調査事業	(2,382) 2,368	○県立図書館デジタル化歴史資料・デジタル民話の公開	(1,697) 1,665	○県立図書館デジタル化歴史資料・デジタル民話の公開
佐賀県の自然デジタル大百科作成事業	(2,533) 2,490	○佐賀県の自然デジタル大百科作成、県立図書館での公開	(3,671) 729	○佐賀県の自然デジタル大百科作成、県立図書館での公開
図書館機能の充実推進事業	(14,686) 14,285	○図書館ネットワーク強化 ・図書物流システムの運営（市町への相互貸借） ○公共図書館等との連携推進 ・放課後児童クラブ等団体への図書セット貸出（583セット：28,650冊） ・県立学校等に県立図書館蔵書の貸出支援（397冊）	(10,237) 9,812	○図書館ネットワーク強化 ・図書物流システムの運営（市町への相互貸借） ○公共図書館等との連携推進 ・放課後児童クラブ等団体への図書セット貸出（523セット：25,615冊） ・県立学校等に県立図書館蔵書の貸出支援（410冊）

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校への図書セット支援貸出 (283 セット : 11,220 冊) ○県立図書館の機能充実 ・専用窓口設置による調査相談（レフアレンス）機能の充実（司書 1 名配置） ○読書環境づくり推進 ・POP コンテストの実施（応募総数 : 1,001 点） 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校への図書セット支援貸出 (284 セット : 11,106 冊) ○県立図書館の機能充実 ・専用窓口設置による調査相談（レフアレンス）機能の充実（司書 1 名配置） ○読書環境づくり推進 ・POP コンテストの実施（応募総数 : 1,005 点）
<主要事項> 子どもが本に親しむ環境づくり推進事業	(34,541) 32,637	<ul style="list-style-type: none"> ○県立図書館の児童サービスの充実 ・新刊児童書全点購入 (4,936 冊) ・児童図書室に司書資格保有嘱託職員の配置 (3 名) ・子ども向けオンライン百科事典 3 種の運用 ・H P の児童用ページの改修・改良 ○地域・学校・家庭における環境づくり ・地域の子どもの居場所における図書コーナーの環境整備 (216 力所) 	(13,758) 13,723	<ul style="list-style-type: none"> ○県立図書館の児童サービスの充実 ・新刊児童書全点購入 (4,970 冊) ・児童図書室に司書資格保有嘱託職員の配置 (3 名) ・子ども向けオンライン百科事典 3 種の導入 ○地域・学校・家庭における環境づくり ・読書ノート（ライブラリー・ストート・パスポート）の県内全小学生への配布 (33,125 冊)

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせグループの育成支援（読み聞かせ講座：18回、読み聞かせスキルアップ講習：4回） ・スクール読書チャレンジ運動（取組校数：25校） ・読書ノート（ライブラリー・スタート・パスポート）の県内全小学生への配布（50,590冊） 		
県立図書館・博物館・美術館整備調査検討事業	—	—	(21,994) 20,970	<ul style="list-style-type: none"> ○現建物の利活用の可能性及び備えるべき機能実現のための今後の検討材料とするための基礎調査 ・現建物の利活用可能性に関する調査・検討 ・備えるべき機能と実現方策に関する調査・検討

③ 事業の成果

- ・生涯学習センター事業に取り組んだ結果、県民カレッジへの延べ入学者数が29,340人となり、平成28年度における目標（28,900人）が達成された。
- ・放課後子供教室推進事業及び地域・学校の連携協力体制づくり支援事業に取り組んだが、放課後子供教室の実施日数が計画に比べ減少したこと等により、地域の大人の延べ参加者数が66,359人に留まり、平成28年度における目標（77,000人）を達成できなかった。
- ・地域のまなび合い支援事業において、CSO等を中心に20件の補助事業が実施され、さらにこれらの成果をフォーラムを通じて県内に周知し、地域課題解決等に向けた取組に対する意識が高まった。

- 図書資料整備事業及び図書館機能の充実推進事業等に取り組んだ結果、新規コンテンツを公開したこと等により、県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数（年間累計）が88,025件となり、28年度における目標（84,000件）が達成された。
- 子どもが本に親しむ環境づくり推進事業において、子どもの居場所の図書コーナー“こころざしスポット”216カ所の環境整備や、読み聞かせ講座の開催、スクール読書チャレンジ運動等に取り組み、地域、家庭、学校と連携して子どもたちが本に親しむ環境づくりを進めることができた。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県民カレッジへの延べ入学者数	人	(28,100) 28,381	(28,900) 29,340	(29,700)	(30,500)
「放課後子ども教室」等への地域の大人の延べ参加者数	人	(75,500) 65,703	(77,000) 66,359	(78,500)	(80,000)
デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数	件	(80,000) 74,042	(84,000) 88,025	(88,000)	(92,000)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 個人が自らのニーズに応じて行う生涯学習の機会は、概ね充実が図られている。
- 学校支援活動においては、放課後子供教室への地域の大人の参加が平成27年度から若干ではあるが増加(H27:65,703人→H28:66,359人)がみられるものの、生涯学習の成果を活かした活動の環境づくりについては、今後の充実が求められている。
- 子どもの自然体験活動の不足が中教審等で指摘されている。自然体験は人が成長する上で大変有用であることから、体験の機会を増やしていく必要がある。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を踏まえ、子どもが本に親しむ環境づくりを推進していくことが求められている。
- 県内の公共図書館の基幹図書館として、県立図書館の機能充実が求められている。

<要因分析>

- 県民カレッジにおける講座の充実(H28:1,854講座)により、入学者数が増加傾向にある。
- 生涯学習の成果を活かす活動の場が限られている。また、放課後子供教室等における指導者の固定化傾向(担い手の不足)、各地域において中心的な役割を担うコーディネーターの後継者不足等により、地域と学校の間の調整・連携が難しい現状がある。
- 自然体験活動の機会が減少しているとともに、自然体験活動を支援する人材が不足している。
- 読書活動を支援する人材や、小さいころから本に慣れ親しむ働きかけが不足している。
- 県立図書館の現施設は、建物の老朽化が進み、書庫の分散や、狭く、UDやICTに対応に限界

のある閲覧環境で、市町支援をはじめバックヤード業務も拡充が困難である。

＜対応方針＞

- ・ 引き続き、県民一人ひとりがまなび続けることができるよう、生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の成果を活かした活動の場を創出し（地域課題の解決支援、学校支援、子どもの体験活動や読書活動の支援など）、生涯学習の活動の推進を支援する人材の育成を図る。
- ・ 参加しやすい自然体験活動の機会を提供するとともに、自然体験活動の指導者を育成する。
- ・ 読み聞かせグループのスキルアップや活動の充実を図る。小さいころから本に慣れ親しむための取組を実施する。
- ・ 県域の図書館サービス充実のため図書館ネットワークの充実強化を図る。施設整備の方向性を検討する。

III 人・社会・自然の結び合う生活 さが

III-I 健康

1 食育の推進（企画総務費）

① 事業の目的

第3次佐賀県食育推進基本計画（対象期間：平成28～32年度）に基づき、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進する。

県民のライフステージに応じた食育を推進するため、県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の会員数を平成30年度までに260団体とすることを目指し、同会員団体と連携した食育運動等を開催する。また、次世代を担う子どもへの食育の取組を推進することにより、朝ごはんを毎日食べる児童の割合を平成30年度までに毎年88.3%以上とすることを目指す。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
“食で育む”佐賀の食育推進事業	(6,510) 6,381	①食育ネットワークさがの運営 (H29.3末 240団体) 総会1回 幹事会1回 ②食育県民運動の推進 ・食育推進強化月間（6月、11月） 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施 ・食育推進全国大会への参加 6月11日～12日、福島県郡山市 ・食育講演会 8月30日 273人 ・食育活動の実践応援事業 講師派遣 10ヶ所 2,961人	(6,065) 5,631	①食育ネットワークさがの運営 (H28.3末 230団体) 総会1回 幹事会1回 ②食育県民運動の推進 ・食育推進強化月間（6月、11月） 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施 ・食育推進全国大会への参加 6月20日～21日、東京都墨田区 ・食育講演会 5月28日 316人 ・食育活動の実践応援事業 講師派遣 8ヶ所 1,222人

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		③食育推進交流会の開催 2月7日 162名 ④情報発信 情報誌の発行 (年6回) ホームページによる情報提供		③食育推進リーダーの養成講習会の開催 8月27日 133名 ④情報発信 情報誌の発行 (年6回) ホームページによる情報提供

③ 事業の成果

“食で育む”佐賀の食育推進事業に取り組んだ結果、「食育ネットワークさがの会員数」は 240 団体となり、目標（240 団体）を達成した。

朝食を食べない理由は、「食欲がない」、「食べる時間がない」が大半を占め、その原因は望ましい食習慣が身についていないことが考えられ、「朝ごはんを毎日食べる児童の割合」は、生活習慣全体の見直しに至らず 86.6% に留まり、目標（88.3%）を達成することができなかった。

④ 総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
「食育ネットワークさが」の会員数	団体	(230) 230	(240) 240	(250)	(260)
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	(88.3 以上) 88.3	(88.3 以上) 86.6	(88.3 以上)	(88.3 以上)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 若い世代の朝食欠食率が高く、欠食習慣が始まった時期は、小学校から高校までが 16.8% となっており、また、進学や就職などで生活環境が変わる高校卒業の頃(17.7%) や 20 歳代(25.7%) で最も高くなっている。

<要因分析>

- 若者の朝食欠食の理由は、「時間がない」及び「朝食を食べるより寝ていいたい」で 63% となっており、朝食の大切さなど食に関する意識（知識、意識、スキル）が不足している。

<対応方針>

- ・ 子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難であり「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンを継続して実施するとともに、児童・生徒（特に生活環境が変わることが性が高い高校生を対象に加え）、保護者及び教育関係者等を対象に弁当の日などの取組や講演会等（実践・効果的な取組事例）を開催し、意識向上に努める。

III- II 環境

1 地球温暖化防止対策の推進（公害対策費）

① 事業の目的

地球温暖化問題の重要性を県民、事業者が実感できるような取組などを実施し、県民・事業者等に対する環境意識の普及啓発、環境教育・環境学習の推進を図ることにより、平成30年度までに県民を対象とした炭素マイレージ制度の参加申込世帯数を1500世帯にすること、及び事業所を対象とした夏のエコスタイル宣言事業所を600事業所にすることを目指す。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
地球温暖化防止対策事業	(13,397) 13,331	地球温暖化対策に対する意識啓発事業 ・環境展の開催 8月23日～28日 鹿島市・エイブル 約900名参加 ・事業所向けのエコドライブコンテストの開催 20事業所参加 ・県民向けにエコドライブシミュレーターを用いた体験講習の開催 243人参加 ・県職員及び各自治体職員等を対象とした講習会の開催 11名参加 ・夏のエコスタイル宣言事業所の認定 533事業所 ・エコチャレンジ運動 参加者の募集 6,873件 ・広報CMの放映 71回(サガテレビ)	(15,970) 15,807	地球温暖化対策に対する意識啓発事業 ・環境展の開催 8月25日～30日 ウエルネス大和 約1,000名参加 ・事業所向けのエコドライブコンテストの開催 16事業所参加 ・県民向けのエコドライブ技能を競うコンテスト開催 2回 計58名参加 ・県職員及び各自治体職員等を対象とした講習会の開催 15名参加 ・夏のエコスタイル宣言事業所の認定 529事業所 ・エコチャレンジ運動 参加者の募集 6,368件 ・広報CMの放映 11局で全5,724回 (県内ケーブルテレビ)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
九州版炭素マイレージ事業	(3,797) 3,765	・家庭でのCO ₂ 削減行動に経済的インセンティブを付与する事業の参加者募集 747世帯（冬季）	(3,797) 3,780	・家庭でのCO ₂ 削減行動に経済的インセンティブを付与する事業の参加者募集 842世帯（冬季）
環境教育・学習支援事業	(1,282) 1,035	・小中学生の環境教育指導者育成研修会の開催 5月10日 佐賀市清掃工場2階会議室 51名参加 8月25日 アバンセ 12名参加 ・幼児期環境教育研修会の開催 10月27日 グランデはがくれ 93名参加	(1,440) 1,155	・小中学生の環境教育指導者育成研修会の開催 5月12日 佐賀市清掃工場管理棟 49名参加 12月25日 アバンセ 27名参加 ・幼児期環境教育研修会の開催 10月27日 佐賀市立図書館 83名参加
「ストップ温暖化」県民運動推進事業	(3,928) 3,916	・環境サポーター派遣事業の実施 102件 ・環境学習活動助成事業の実施 11件 他	(3,928) 3,918	・環境サポーター派遣事業の実施 96件 ・環境学習活動助成事業の実施 12件 他

③ 事業の成果

- ・ 地球温暖化防止対策事業については、エコドライブ講習会をコンテスト方式で実施し、事業所向けは20事業所、県民向けは243名が参加した。また、エコチャレンジ運動への参加を通じて二酸化炭素排出削減を図った。夏のエコスタイル宣言事業所数については、533事業所となり、目標（540事業所）を若干下回った。
- ・ 炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、747世帯となり目標（1,130世帯）を達成できなかった。
- ・ 環境教育については、平成24年度に策定した環境教育等基本方針及び行動計画に沿って、県内の環境教育指導者の育成研修、環境教育プログラムの実践及び普及啓発、県内の環境教育の事例発表等を行い、小中学校教諭、幼稚園教諭、保育士等156名に受講してもらい、理解を深めてもらった。
- ・ 環境サポーター派遣事業の利用件数は、平成27年度の96件から平成28年度は102件となるなど、事業実施に伴って地域における環境学習の取組が広がってきてている。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
炭素マイレージ制度の参加申込世帯数	世帯	(945) 842	(1,130) 747	(1,315)	(1,500)
夏のエコスタイル宣言事業所数	事業所	(500) 529	(540) 533	(570)	(600)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 1990年度(平成2年度)に比べて、CO₂排出係数(※)の増大もあり、特に家庭部門(約56%増)、業務部門(約53%増)などにおいて温室効果ガスが大幅に増加している。

温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素の排出量について、本県の部門別構成比を見てみると、家庭部門が約21%、運輸部門が約21%となっており、全国と比較してこれらの部門の排出割合が高くなっている(全国:家庭部門約15%、運輸部門約17%)。

※ 電気消費量1kWhあたりのCO₂排出量を指標化したもの

(1990年度:0.436kg-co2/kwh → 0.584(約34%増))

- 地球温暖化防止は、短期的にではなく長期的な取組みが必要であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が温室効果ガスの排出を自分のこととして捉え、その削減に向け持続的かつ自律的に取り組んでいく必要がある。

そのためには、温室効果ガスの削減そのものを目的化するということではなく、環境保全の大切さ、身近な自然環境を守っていくことの大切さなどといった意識を行動につなげていくこと、地球温暖化防止の取組がライフスタイルへ根付いていくことが必要である。

このため、県民、事業者において温暖化対策の主体的な取組が定着するよう引き続き啓発普及を行っていく必要がある。

- 事業所での取組の指標としている夏のエコスタイル宣言事業所数については、目標を達成できなかった。世帯での取組の指標としている炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、九州全体で取り組んでいるものであるが、目標値には届いておらず、冬の省エネ意識の浸透が不十分であると考えられる。

<要因分析>

- 1990年度(平成2年度)に比べ、2014年度の温室効果ガス排出量が増加したのは、電力の排出係数の増大を除くと、主に家庭部門及び業務部門の排出量が増加したためである。

家庭部門については、省資源や省エネルギーを前提としたライフスタイルやワークスタイルが定着してきているものの、他方では世帯数の増加(約20%増)、家電製品の普及率向上(エアコン約2.4倍、パソコン約16.5倍等)等が要因であり、業務部門については業務系建物の延べ床面積の増加(約48%増)等が要因として考えられる。なお、これらは全国と同じような状況にある。

- 夏のエコスタイル宣言事業所数については、県ホームページ等で周知を図ったが、目標が達成できなかった。

- ・九州全体で取り組んでいる炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、平成28年度からエコポイントが全員配布から抽選方式に変更され、申込が減少したため、目標が達成できなかった。

＜対応方針＞

- ・国の「地球温暖化対策計画」の策定（平成28年5月）を踏まえ、現行の「佐賀県地球温暖化防止地域計画」（平成16年3月策定）を見直し、県民、事業者、行政といった全ての主体がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針となる新たな計画を策定する。
- ・計画策定の段階から、各主体と積極的な連携を図り、計画中にその推進体制や進行管理の方法について明記し、策定後も各主体と連携しながら計画を推進していく。
- ・地球温暖化対策は、県民ひとりひとりや事業者、CSO、行政などの全ての主体の取組が必要であるため、各主体の取組みが、持続的なものとなっていくよう、地域における各団体等の自律的な取組みを支援していく。具体的には、市町の教育委員会と学校へ働きかけ、環境センターを活用して、生徒に環境保全の意識を根付かせたり、「地球温暖化防止対策事業」の諸取組（エコチャレンジ活動等）の一層の充実や、こどもエコクラブの普及拡大により環境教育等の充実を図るとともに、中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21）の一層の普及を図ることで、県民や事業者等の各主体においてこまめな節電、節水等の行動が身に付き、これらの意識や行動が、日常生活の中で、当然のこととして受け入れられることを目指して行く。
- ・夏のエコスタイル宣言事業所数については、取組について一層の周知を行い、宣言事業所の増加につなげたい。
- ・炭素マイレージ制度の参加申込世帯数については、例えば、インセンティブを高めるような提案（予算配分の変更等でポイント数の大幅な引上げなど）を協議会に行い、増加につなげたい。

2 生活環境の保全（公害対策費、環境センター費）

① 事業の目的

- ・ 大気及び公共用水域の監視、工場、事業場に対する排出規制・立入検査などを行い、環境の汚染を防止し、県民の健康の保護と生活環境の保全を図る。このため、大気環境基準（二酸化窒素、二酸化いおう）、河川の BOD（生物化学的酸素要求量）及びダイオキシン類の環境基準について、全ての地点で達成することを目指す。
- ・ 広域的な汚染が懸念される微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント等の常時監視を行い、緊急時等において迅速かつ的確な情報伝達を行うことにより、県民の健康被害発生防止を図る。
- ・ 海外自治体との情報の共有化や技術交流を行い、広域的な観点から生活環境の保全を図る。

② 事業の実績

(単位：千円)

事 業 名	2 8 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
大気汚染及び悪臭 防止対策事業	(56,116) 53,983	・大気環境常時監視局での観測 16 局 ・有害大気汚染物質調査の実施 2 地点	(51,011) 49,867	・大気環境常時監視局での観測 16 局 ・有害大気汚染物質調査の実施 2 地点
水質保全対策事業	(19,486) 18,970	・公共用水域・地下水調査の実施 公共用水域 62 地点 地下水 379 本 ・化学物質環境汚染実態調査の実施 12 検体 (試料採取のみ)	(19,112) 18,323	・公共用水域・地下水調査の実施 公共用水域 63 地点 地下水 159 本 ・化学物質環境汚染実態調査の実施 14 検体 (試料採取のみ)
日韓海峡沿岸環境 技術交流事業	(1,096) 1,058	・共同事業「微小粒子状物質(PM2.5)に関する高濃度時期の広域分布特性調査」の実施	(1,219) 1,175	・共同事業「微小粒子状物質(PM2.5)に関する高濃度時期の広域分布特性調査」の実施
ダイオキシン対策 事業	(1,579) 1,521	・ダイオキシン類環境調査の実施 大気環境 8 検体 土壤環境 4 検体 水質調査 6 検体 底質調査 6 検体	(1,581) 1,466	・ダイオキシン類環境調査の実施 大気環境 8 検体 土壤環境 4 検体 水質調査 6 検体 底質調査 6 検体

③ 事業の成果

- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定に基づき、工場・事業場等に対して立入検査などを行い、環境の汚染防止を図った。大気環境については、平成 28 年度は二酸化いおうの 1 時間値が 1 測定局において 1 回、環境基準を若干超過したが、これ以外では二酸化窒素、二酸化いおうは環境基準を達成できており、年間を通じてみると、県内の大気環境は概ね良好な状態が保たれていることが確認できた。
- ・ 微小粒子状物質(PM2.5)については、国が示した暫定指針に基づき、濃度が高くなると予想される場合に注意喚起を行うこととしており、また、光化学オキシダントについては、大気汚染防止法の規定に基づき、濃度が一定以上になった場合、注意報等の発令を行うこととしているが、平成 28 年度は、注意喚起や注意報等の発令はなかった。
- ・ 九州北部三県（佐賀県、福岡県、長崎県）及び山口県と韓国南岸一市三道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）と共に、「大気中の揮発性有機化合物調査」を実施した。（日韓海峡沿岸環境技術交流事業）
- ・ 河川、海域等の公共用水域については、全ての地点で健康項目に関する環境基準を達成していることが確認でき、また、河川の全測定地点において BOD の環境基準を達成していることが確認できた。
- ・ ダイオキシン類環境調査については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を実施し、全ての地点で環境基準を達成していることが確認できた。

④ 総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
大気環境基準(二酸化窒素等) 達成率	%	(100) 96.3	(100) 96.3	(100)	(100)
河川 (BOD) 水質環境基準 達成率	%	(100) 100	(100) 100	(100)	(100)
ダイオキシン類環境基準達成 率	%	(100) 100	(100) 100	(100)	(100)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 大気、河川等の指標となる物質等は概ね環境基準を達成しているものの、PM2.5 及び光化学オキシダントについては、平成 28 年度は注意喚起や注意報の発令はなかったが、発令を要する付近まで濃度が高くなる日もあり、環境基準は達成していない。

<要因分析>

- ・ 大気、河川等の指標となる物質等については、排ガス、排水等により大気、河川等が汚染されないよう事業場への監視・指導等を実施している。

- ・ PM2.5 及び光化学オキシダントの原因物質は、国内で発生するもののほか、大陸からの越境汚染によるものが考えられている。

<対応方針>

- ・ PM2.5 及び光化学オキシダントについては、健康被害が憂慮されていることから、大気常時監視により大気環境を把握し、県民の健康被害の未然防止を図るため、注意報発令、注意喚起等の迅速な情報提供を行う。
- ・ 事業場の監視並びに河川の水質及び大気環境等の状況を適切に把握していくため、必要な分析機器等については更新整備等を行い、今後も監視等の体制を維持していく。

3 自然環境と生物多様性の保全と活用（自然環境保全対策費）

① 事業の目的

- ・ 自然環境や生物多様性の保全についての理解を深め、地域住民の協力のもと県内の多様な種、多様な生態系及び自然公園の良好な景観を保全(維持)するため、自然度の高い地域の保全や希少な野生動植物の保護、外来種の駆除などの取組を行うとともに、C S O等が行う自然観察会開催等の活動に対し支援を行い、毎年度 25 回以上開催を目指す。
- ・ 県内唯一の特別名勝虹の松原の景観再生・保全のため、C S Oなど多様な主体との協働を継続して推進し、アダプト方式（里親制度）による虹の松原の再生・保全活動への新規登録人数を毎年度 360 人以上とするとともに、虹の松原再生・保全活動の支障となっている広葉樹を平成 28 年度までに 72 h a 伐採することを目指す。
- ・ 多くの県民に親しめるよう、自然公園施設の適切な維持管理を行うとともに、誰もが利用しやすい自然公園施設となるようユニバーサルデザイン（U D）化を推進し、平成 30 年度までに県管理のトイレの洋式化率 50% をを目指す。

② 事業の実績

(単位:千円)

事 業 名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
自然環境保全対策事業	(10,686) 10,556	・ 檜原県自然環境保全地域の管理等 モニタリング調査 維持管理委託 ・ 多良岳県自然環境保全地域の巡視等	(10,047) 9,895	・ 檜原県自然環境保全地域の管理等 モニタリング調査 維持管理委託 ・ 多良岳県自然環境保全地域の巡視等
希少野生動植物保護対策事業	(2,336) 1,769	・ 希少種保護対策の推進 ・ 希少野生動植物の調査、普及啓発 ・ 生物多様性保全活動の支援 12 団体	(4,658) 4,413	・ 希少種保護対策の推進 ・ 希少野生動植物の調査、普及啓発 ・ 生物多様性保全活動の支援 21 団体
虹の松原再生・鏡山地区利用施設整備事業	(103,187) 102,471	(虹ノ松原地区) ・ 広葉樹伐採 2.7ha (縁辺ゾーン)	(102,072) 102,054	(虹の松原地区) ・ 広葉樹伐採 15.8ha (内陸ゾーン)
虹の松原再生・保全事業	(6,746) 6,681	・ 虹の松原保護対策協議会が行う再生・保全活動への支援	(7,667) 7,659	・ 虹の松原保護対策協議会が行う再生・保全活動への支援

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
自然公園等施設整備事業	(6,673) 6,637	・玄海国定公園、県立自然公園及び九州自然歩道の各施設の改修 ・トイレ洋式化 3か所	(5,843) 5,797	・玄海国定公園、県立自然公園及び九州自然歩道の各施設の改修 ・トイレ洋式化 2か所
ラムサール干潟魅力発信事業	(5,000) 4,986	・登録一周年記念イベントを開催 開催日：H28.8.20 来場者：670名 ・佐賀市、鹿島市が行う保全活動や情報発信への支援	(3,875) 3,684	・新聞広告 2紙 ・食品包装広告 42万個 ・干潟の生き物図鑑ホームページ作成
<主要事項> 波戸岬海浜公園キャンプ場整備事業 (経済対策) [地方創生関連交付金]	(195,708) 0 (全額翌年度繰越)	・波戸岬海浜公園キャンプ場の区画の拡張、照明設備の改修	—	—

③ 事業の成果

- ・ 生物多様性についての県民の認知を高めるため、生物多様性保全活動を実施する団体に対し、啓発普及を目的とした観察会等の開催について実施を促した結果、平成28年度は37回開催され、目標（25回以上）を達成した。
- ・ 虹の松原の景観再生・保全のため、内陸ゾーンの広葉樹の伐採を行い、計画を前倒して実施したことにより、平成28年度までの目標（72ha）を平成27年度で達成した。
- ・ アダプト登録推進組織であるN P O 法人K A N N E が登録推進活動を実施したり、年4回の一斉清掃の広報に県も協力したが、登録区域が駐車場から遠かったり、広葉樹の進入が多い区域など登録者の希望と合わず、新規登録は304人となり、目標（360人）を達成できなかった。
- ・ 自然公園施設については、県管理の自然公園施設のトイレについてのU D化を計画的に行い、平成28年度に3か所（累計10か所）を整備して目標（10か所）を達成した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数	回	(25以上) 30	(25以上) 37	(25以上)	(25以上)
内陸ゾーンの広葉樹の伐採面積(累計)	ha	(68) 72	(72) 72	(一)	(一)
アダプト方式への登録人数	人	(360 新規) 414	(360 新規) 304	(360 新規)	(360 新規)
洋式化率 50%以上のトイレの箇所数	箇所	(7) 7	(10) 10	(14)	(18)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- 自然公園の利用者が、年々減少傾向にあり、利用者の声を聞いたところ、九州自然歩道は「標識がなかったり文字が剥がれ道のりがわかりにくい」、キャンプ場は「区画が狭い」など施設の老朽化に伴う意見が多かった。
- 多様な種を保全していくための基礎資料となる希少種に関するデータが古く（植物（4分類）は2010年、動物（5分類）は2003年、動物（汽水・淡水魚類）は2016年改訂）、工事等関係者に適切な情報を与えていない。また、開発、捕獲・採取、管理放棄、外来種の影響等により生物多様性が損なわれている懸念がある。
- 虹の松原の広葉樹伐採は計画どおりに進捗が図られているものの、広葉樹伐採後も再び広葉樹が侵入してきており、アダプト新規登録の妨げにもなっている。

<要因分析>

- 自然公園施設の老朽化が進んでおり、また誰もが利用しやすい施設の整備等への対応が遅れている。
- 県内の自然環境の最新情報が不足しており、生物多様性についての認識も低い。
- 虹の松原は腐植層の堆積により、広葉樹伐採後も広葉樹の侵入を招いている。

<対応方針>

- 自然公園施設については、適切な維持管理とともに、トイレのUD化を推進するとともに、九州自然歩道の老朽化した標識等の改善、波戸岬海浜公園キャンプ場の改修を行う。また、波戸岬海浜公園キャンプ場リニューアル後は、運営体制やPRを強化し利用拡大を図る。
- 県内の野生動植物の生息・生育状況について最新の情報を把握するため、継続してレッドデータブック（RDB）、レッドリスト（RL）の改訂を行い、絶滅危惧種に関する県内の生息・生育実態とその取扱いや配慮について情報を発信するとともに、CSO等が行う生物多様性保全活動に対する支援や自然観察会など、生物多様性の普及啓発活動を推進する。
- 「虹の松原」の広葉樹の発芽を抑えるため腐植層の除去を行うことにより、再生・保全活動を担うアダプトの活動がしやすい環境を作る。

4 有明海の再生（企画調査費）

① 事業の目的

- ・ 有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明と海域環境の改善が喫緊の課題であり、大学の研究者が中心となり有明海再生に向けた調査研究を推進している「N P O 法人有明海再生機構」の自主事業に対し支援を行うことにより、有明海再生に向けた調査研究を効果的かつ効率的に推進する。
- ・ 農林水産省の諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開門調査がいつ行われてもその効果を検証できるよう、開門に伴う底生生物や水質等の変化を把握するとともに、得られた科学的知見に基づき有明海湾奥部の再生方策を検討し、効果的な再生策の実施に資する。
- ・ 行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、流域で生活する住民や事業者などと一体となって、山、川、平野、海にわたる環境保全活動に取り組むことが大切であることから、より一層の啓発活動やC S O等の活動の支援を行うことにより、有明海再生の機運を高め、山、海での有明海に寄与する活動参加者数を平成30年度までに年間8,600人にすることを目指す。

② 事業の実績

(単位：千円)

事 業 名	2 8 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
有明海再生調査 研究支援事業	(4,000) 4,000	「N P O 法人有明海再生 機構」が実施する自主事 業に対する補助 ＜自主事業の内容＞ ・シンポジウム（1回）、 有明海の二枚貝を使っ たレシピコンクール (1回)、有明海「カキ 礁見学会」(1回)等の 有明海再生のための情 報発信等 ・企画調整会議、各部会 及び検討会において有 明海再生に向けた課題 等の検討 ・有明海データベースの 保守、ホームページに による広報活動	(4,000) 4,000	「N P O 法人有明海再生 機構」が実施する自主事 業に対する補助 ＜自主事業の内容＞ ・シンポジウム（1回）、 有明海市民講座（6回） 等の有明海再生のため の情報発信等 ・研究企画委員会及び各 部会において有明海再 生に向けた課題等の検 討 ・有明海データベースの 保守

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
有明海再生対策 推進事業	(5,246) 4,603	有明海再生に関する啓発 ・おしあげ講座の実施 (24回、1,154名) ・親子探検隊の開催 (親子20組50名) ・六角川川のぼり体験 (33名) ・有明海に関する調査研究・活動への助成 (17団体)	(4,043) 3,683	有明海再生に関する啓発 ・おしあげ講座の実施 (12回、443名) ・親子探検隊の開催 (親子17組51名) ・六角川川のぼり体験 (19名) ・有明海に関する調査研究・活動への助成 (17団体)
有明海再生方策 検討事業	(12,000) 12,000	・有明海湾奥部における 底生生物及び水質の状況把握調査の実施 ・沖合域のサルボウの着底・加入要因に関する 研究及びサルボウ群衆の造成による環境改善 効果の検討 ・諫早湾から有明海湾奥部への懸濁物輸送に関する研究 ・検討会の開催(4回)	(12,000) 12,000	・有明海湾奥部における 底生生物及び水質の状況把握調査の実施 ・サルボウによる底質改善を通じた湾奥部底生 生物生態系改善方策の 検討 ・検討会の開催(5回)

③ 事業の成果

- ・NPO法人有明海再生機構が実施する自主事業に支援を行うことで、有明海再生に向けた課題等についての検討や情報発信が行われ、有明海の現状や課題に対する研究者間の認識が共有され、また、シンポジウム等に参加した県民の理解が進んだ。
- ・有明海再生方策検討事業については、開門前の底生生物等の状況を調査することで、開門効果の検証に必要な事前データが蓄積された。
- ・有明海湾奥部にサルボウ群衆を造成した場合の環境改善効果を、数値シミュレーションにより行い、植物プランクトン及び懸濁有機物等の減少や、底層の貧酸素水塊の軽減の可能性を検討することができた。
- ・「おしあげ講座」の受講者数は大幅に増加し、「六角川川のぼり体験」、「有明海親子探検隊」等の啓発活動もCSO等との連携、協働により、効果的な啓発を行うことができた。また、平成28年度の山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数は、目標8,200人に対して8,245人となり、目標(8,200人)を達成した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数 (参考指標)	人	(8,000) 7,953	(8,200) 8,245	(8,400)	(8,600)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 有明海は、近年、赤潮の多発、貧酸素水塊（海中に酸素が少ない状態）の発生など海域環境が悪化しており、有明海の環境変化の原因究明の一つの手段として開門調査が必要と考えているが、実施されておらず、漁業者をはじめとする関係者には、国に対する不信感と将来への不安感が増している。
- ・ 一方、タイラギ漁が5年連続の休漁となるなど漁家経営は厳しい状況にある。
- ・ 山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数は、目標をほぼ達成しているものの、毎年参加している人も多く、新規参加者を増やせるようにより一層の普及啓発が必要である。

<要因分析>

- ・ 開門調査について、国は、確定判決により開門義務を負っているにもかかわらず、農林水産大臣談話にて開門しない方針を表明し、開門によらない基金による和解を目指しているが、解決には相当の時間がかかるものと考えられる。
- ・ 人間の生活様式の変化や産業の発達による水質汚濁、温暖化による水温上昇、干拓等地形の変化による潮流流速の減少等により漁場環境が悪化している。
- ・ 活動者の高齢化が進む一方、若年層への普及啓発が十分でない。

<対応方針>

- ・ 有明海の環境変化の原因究明の一つとして早期の開門調査の実施を引き続き国に求めていく。また、特に、漁業者をはじめとする関係者の信頼を回復し、不安感を払拭するため、国の責任において新たに長期的な視点を持った計画を策定し、有明海再生に向けた取組を実施するよう国に求めていく。
- ・ 海底耕耘等による漁場環境の改善、種苗放流などの水産動物の増殖等を実施するとともに、国や関係3県と協調し、産卵場・成育場の連携（ネットワーク）等に配慮した二枚貝類等の資源回復に資する取組を強化する。また、県構想に基づく生活排水処理施設の整備、工場及び事業場等に対する排水処理対策の指導、森林の整備等を引き続き行う。
- ・ 有明海再生に関する環境保全活動を行う団体等への支援や「おしあげ講座」、「有明海親子探検隊」等の実施や関係機関との協働により啓発活動を推進する。

5 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進（環境衛生指導費）

① 事業の目的

- 循環型社会の形成のため、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進及び廃棄物処理施設の確保を図る。
- 廃棄物の減量化・リサイクルの推進のための事業を実施することにより、平成28年度までに1人1日当たりごみ排出量を878gに減少させ、一般廃棄物のリサイクル率を19.3%に引き上げる。また、産業廃棄物のリサイクル率を51.2%に引き上げるとともに、産業廃棄物の最終処分量を71,800tに減少させることを目指す。
- 公共関与事業については、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理事業を支援することにより、県民の生活環境の保全を図るとともに県内産業の健全な発展に資する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
循環型社会推進事業	(151,402) 142,625	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を原料とした、リサイクル製品の製造や資源化のための施設等について、新たな設備投資を行う事業者に対する補助 8件 県内排出事業者等が行う、製造工程の改良・廃棄物の処理に必要な施設整備等に対する補助 1件 電子マニフェストを導入する事業者に対する支援や電子マニフェスト制度の普及促進等をするために、(一社)佐賀県産業廃棄物協会が行う事業への補助 1件 産業廃棄物処分場設置者に対する処分場周辺環境整備等への補助 7件 	(156,403) 145,987	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を原料とした、リサイクル製品の製造や資源化のための施設等について、新たな設備投資を行う事業者に対する補助 4件 県内排出事業者等が行う、製造工程の改良・廃棄物の処理に必要な施設整備等に対する補助 2件 電子マニフェストを導入する事業者に対する支援や電子マニフェスト制度の普及促進等をするために、(一社)佐賀県産業廃棄物協会が行う事業への補助 1件 産業廃棄物処分場設置者に対する処分場周辺環境整備等への補助 5件

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		・市町等が行う不法投棄 撤去事業・啓発事業に 対する補助 4件 等		・市町等が行う不法投棄 撤去事業・啓発事業に 対する補助 4件 等
周辺県有地管理事 業	(3,240) 3,240	・クリーンパークさがの 周辺県有地の管理委託	(3,240) 3,240	・クリーンパークさがの 周辺県有地の管理委託
廃棄物処理施設高 度処理支援事業	(267,467) 227,399	・(一財)佐賀県環境クリ ーン財団が行う廃棄物 の高度処理（高温熱分 解焼却後の焼却残さに ついて、高温溶融を行 い安全なスラグを排出 し当該スラグを処分場 等において有効利用す るなど環境に配慮した 廃棄物の処理）に対す る補助	(279,185) 180,145	・(一財)佐賀県環境クリ ーン財団が行う廃棄物 の高度処理（高温熱分 解焼却後の焼却残さに ついて、高温溶融を行 い安全なスラグを排出 し当該スラグを処分場 等において有効利用す るなど環境に配慮した 廃棄物の処理）に対す る補助

③ 事業の成果

- 一般廃棄物においては、平成 28 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は目標値として 878 g を目指して廃棄物の減量化・リサイクル事業に取り組んだ結果、平成 27 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 885 g に留まり、全国的には少ないレベル（全国 9 位：H27 実績）にあるものの、平成 28 年度目標値には届かなかった。（平成 28 年度のごみ排出量は、平成 30 年 3 月確定）

また、一般廃棄物のリサイクル率は、近年、民間の回収施設の設置等により、各市町による資源物の回収量が減少していることもあり、平成 27 年度は 17.9% に留まり、平成 28 年度の目標（19.3%）を下回った。（平成 28 年度の一般廃棄物のリサイクル率は、平成 30 年 3 月確定）
- 産業廃棄物においては、排出量自体が減少しており、それに加え、分別と中間処理による減量化・再生利用が徹底されたため、平成 27 年度の産業廃棄物最終処分量は 69,693 t となり、平成 28 年度の目標（71,800 t）が達成された。（平成 28 年度の最終処分量は平成 30 年 3 月確定）

また、産業廃棄物のリサイクル率は、排出量の約 50% を占める汚泥のリサイクル率が向上したことや分別の徹底により再資源化が進んだこと等により、平成 27 年度のリサイクル率は 51.4% となり、平成 28 年度の目標（51.2%）が達成された。（平成 28 年度の産業廃棄物のリサイクル率は、平成 30 年 3 月確定）
- 産業廃棄物の減量化・リサイクル施設等の整備に対する補助事業等を実施することにより、廃棄物の減量化、リサイクルに寄与した。

- ・ 産業廃棄物処理適正管理推進事業を実施することにより、電子マニフェストの導入促進等が進みつつある。
- ・ 産業廃棄物処分場周辺の環境整備等を実施することにより、産業廃棄物処理業者と周辺住民との信頼関係の構築等に寄与した。
- ・ 市町等が行う不法投棄防止対策の取組を支援した結果、平成27年度に引き続き、平成28年度の新規の不法投棄発生件数（10t以上）は0件であり、地域ぐるみで不法投棄対策に取り組む意識が醸成されつつある。
- ・ 公共関与事業については、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団が行う廃棄物の高度処理事業の支援を行い、地域振興事業を実施すること等により、生活環境の保全と地元との協力関係を保ちながら、廃棄物の適正処理を推進し、県内産業の健全な発展に寄与した。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
1人1日当たりごみ排出量	g	(831) 886(H26)	(878) 885(H27)	(870)	(863)
一般廃棄物リサイクル率	%	(21.2) 18.7(H26)	(19.3) 17.9(H27)	(20.0)	(20.6)
産業廃棄物最終処分量	t	(70,000) 72,542(H26)	(71,800) 69,693(H27)	(70,600)	(69,400)
産業廃棄物リサイクル率	%	(53.0) 50.8(H26)	(51.2) 51.4(H27)	(51.6)	(52.1)

※佐賀県廃棄物処理計画（H28策定）を踏まえH28以降の目標値を設定

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

＜現状・課題＞

- ・ 一般廃棄物については、1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量（885g:H27実績）は全国でも低い水準（全国9位:H27実績）となっている。しかし、リサイクル率は前年度と比較して0.8ポイント低下している。
- ・ 災害廃棄物の処理には事前の備えが不可欠であることから、県においては国の指針に基づき「佐賀県廃棄物処理計画」をH28年度に策定した。災害廃棄物の処理責任を負う市町においても「災害廃棄物処理計画」の策定が進められているが、殆どの市町において仮置場や処分先などが確保されていない計画となっている。
- ・ 在宅医療廃棄物は一般廃棄物であり、感染の危険性があるもの以外は市町が処理すべきとなっているが、処理の取扱いについては、市町間ではらつきが見られる。
- ・ 産業廃棄物については、年々排出量は減少（H26:3,089千t、H27:3,051千t）し、リサイクル率が高まってきたことにより、最終処分量は減少している。
- ・ 新規の不法投棄発生件数（10t以上）は、平成22年度（9件）をピークに年々減少し、平成27、28年度ともに0件となっているが、残存事案（16件）については、監視指導を継続し、適正処理

を促進する必要がある。

- ・ P C B 特別措置法の改正（施行 H28.8.1）により、高濃度 PCB 廃棄物は、国等から J E S C O （高濃度 P C B 廃棄物の処理機関）における期限内の処分が強く要請されており、未処理事業者の期限内処理が課題である。
- ・ クリーンパークさがは収支計画に沿って適切に運営されており、廃棄物の適正処理が行われている。

＜要因分析＞

- ・ 3 R（①Reduce（排出抑制）、②Reuse（再利用）、③Recycle（再生利用））の中で最も優先順位の高い「①Reduce（排出抑制）」の意識が定着しつつある。各市町においては、リサイクルに取組まれているが、近年、民間の回収施設の設置等により近年資源物の回収量が減少していることから、リサイクル率は低下している。
- ・ 市町においては、災害時の廃棄物対策に関する現状分析や情報収集が不足している。
- ・ 市町や住民の在宅医療廃棄物への感染性リスクなどに関する専門的知識や情報が不足しているため、市町間での取扱にはらつきがある。
- ・ 産業廃棄物税使途事業の実施や多量排出事業者への減量化・リサイクル指導等による効果が徐々に表れてきている。
- ・ 不法投棄パトロールや不適正事案への指導等の効果が着実にでてきている。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物の処理期限は、J E S C O が設置されている地元（北九州市）との約束により定められており、延長は認められない。
- ・ 公共関与によるモデル的、先導的な廃棄物処理施設として、排ガスや排水の基準について一般的な施設が遵守する法定基準よりも厳しい基準のもとで処理が行われている。

＜対応方針＞

- ・ 一般廃棄物については、県としても市町と一緒に連携を図りながら、食品ロス削減のための啓発、市町職員及び県民を対象にした研修会の開催などによる 3 R に関する指導・助言の実施、事業者に対する事業系一般廃棄物の削減に向けた働きかけ等に取り組むことで、市町が行う一般廃棄物の減量化・リサイクルの取組を支援していく。
- ・ 国の指針に基づき、各市町で策定されている災害廃棄物処理計画に対して、災害廃棄物の仮置場や処分先を加えるなど、市町の実情に応じ、より実効性が高い計画となるよう、支援・指導していく。
- ・ 市町が行う在宅医療廃棄物の処理に関しては、国の通知に基づき取組が推進されるよう関係機関と連携して、専門的知識や情報を提供していく。
- ・ 産業廃棄物税を活用して県内の産業廃棄物の排出事業者や処分業者が廃棄物の排出抑制やリサイクルを行う施設整備に対する補助を引き続き行っていく。また、当該補助制度の活用等も含め、その成果を県内に波及させ、排出事業者等に対し、産業廃棄物の最終処分量の削減、リサイクル率の向上等を促していく。
- ・ 不法投棄パトロールや監視カメラなどにより不適正処理の早期発見・早期解決に努めるとともに、不適正事案への指導等を継続して実施し、さらに排出者としての責任に対する啓発などにより産業廃棄物の適正処理を促進していく。

- ・ 处理期限が迫っている高濃度P C B廃棄物について、平成29年度に実施する実態調査に基づき、期限内処理を指導していく。
- ・ クリーンパークさがの円滑な運営を支援するため、引き続き廃棄物処理施設高度処理支援事業等を実施していく。

III-III ユニバーサルデザイン

1 ユニバーサルデザインの推進（社会福祉総務費）

① 事業の目的

年齢、性別、国籍、障害のあるなしなど、人々が持つ多様な特性や違いにかかわらず、県民一人ひとりが暮らしやすいユニバーサルデザイン社会を実現するため、総合的なユニバーサルデザイン（UD）の推進を図り、平成30年度までに、県民のUD理解率を65%とすることを目指す。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
ユニバーサルデザイン推進事業	(4,290) 3,492	全ての人が暮らしやすくなるUD社会を実現するため、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりなど総合的なUDの推進を図る。 ①UDの総合調整 外部有識者ヒアリング ②UDの普及啓発 ・こどもUD作品コンクール 応募 1,101作品 ・出前講座 16回 ・UD推奨品選定 選定作品 5製品 ・ホームページの運営 ③佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討 ・現状調査、委員会審議	(4,078) 2,692	全ての人が暮らしやすくなるUD社会を実現するため、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりなど総合的なUDの推進を図る。 ①佐賀UD推進指針の改正 ・佐賀UD推進指針「2015～HITOプロジェクト～」を策定 ・佐賀UD推進会議の開催 1回 ②UDの普及啓発 ・ユニバーサルサービス研修会 4回 ・こどもUD作品コンクール 応募 831作品 ・出前講座 13回 ・UD推奨品選定 選定作品 2製品 ・ホームページ運営 ・職員向けUD研修 ③佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討 ・現状調査・検討

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
				・有識者で構成する検討委員会の設置
公共的施設ユニバーサルデザイン化支援事業	(3,504) 3,238	公共的施設のUD化を促進するため、相談窓口を設置し、UD化を希望する施設に対し、ハード・ソフト両面でのアドバイスを行う ・建築物のUD講習会 1回 ・ユニバーサルサービス研修会 4回 ・県民意識調査	(3,914) 2,320	公共的施設のUD化を促進するため、相談窓口を設置し、UD化を希望する施設に対し、ハード・ソフト両面でのアドバイスを行う ・建築物のUD講習会
JR佐賀駅トイレユニバーサルデザイン整備事業費補助	—	—	(7,000) 7,000	県都佐賀市の玄関口であるJR佐賀駅トイレを「見て、触れて、実感できる」UDのモデルとして、民間企業等とのコラボレーションによりUD化整備

③ 事業の成果

県民のUD理解率55.0%を目指して、UD推進事業や公共的施設UD化支援事業を通じ、総合的なUDの推進を図ったが、UDという言葉が高齢者層へ浸透しなかったことやUDの対象が漠然としており、意識醸成が進みづらいなどの理由から、その数値は、54.4%に留まり、目標を達成できなかった。しかしながら、前年度に対し、2.8ポイント向上しており、一定の効果はあった。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県民のユニバーサルデザイン理解率	%	(50.0) 51.6	(55.0) 54.4	(60.0)	(65.0)

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
ユニバーサルデザインの研修会・出前講座の開催回数	回	(11) 18	(12) 21	(13)	(14)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状と課題>

- 平成 28 年度の施策を通じ、現場、特に高齢者層から UD の言葉がカタカナで分からず、事業者から、バリアフリーと比べ、ターゲットが明確で無く、取組が分からずなどの声があった。
- 佐賀県福祉のまちづくり条例の見直し検討を進めるため、高齢者、障害者、子育て中の方、事業者など当事者、事業者双方へヒアリングした結果、共通の意見として、ハードではなくハート、周りの人が思いやりのハートを持つ意識づくりが一番重要という声があった。
- 東京 2020 や全国障害者スポーツ大会の本県開催など障害者や高齢者、外国人、妊産婦、子供連れの家族など、様々な人が本県を訪れる機会が増えるため、早急な環境整備が求められている。

<要因分析>

- UD という言葉は 1980 年代にアメリカの建築家が提唱し、誕生後 40 年弱であることや文化の違い等もあり、高齢者にとっては、分かりづらいと捉えている。また、意味は、みんなが暮らしやすいモノやコトのデザインを示しており、対象が漠然で意識醸成が進みづらいのではないかと捉えている。
- 建築物などのハード整備は必要であるが、スタッフのサービス、困った人を見掛けたら声掛け、助け合う周りの人の意識づくりが重要と捉えている。インターネット、デリバリーサービスの普及など取り巻く社会情勢も急速に変化しており、事業者は、今後は、サービスの質の向上が競争力の要素と考えているのではないかと分析している。
- 県外から多くの方々を受け入れる本県が、県民総参加で街づくりを進める必要があると捉えている。

<対応方針>

- UD の意味を日本語で分かりやすく伝えるため、一目で連想させるキャッチコピーやロゴマークを制作し、視覚から意識醸成を図る。また、漠然とした理念を見る化するため、身近な建築物を通じ、「見る・知る・体感する」県民参加型施策を通じ、理解促進を講じる。
- 高齢者や障害者、外国人、妊産婦、子供連れの家族など当時者を受け入れる側の意識づくりや当時者をサポートする周りの人など県民の意識を喚起する施策を展開する。

III-IV 人権

1 県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現（社会福祉総務費）

① 事業の目的

人権・同和問題に関する各種啓発事業や研修事業等を、より多くの県民の耳目に触れるものとするとともに、C S O等との県民協働型とするなど、より多くの県民の参加が得られるよう創意工夫を加えながら実施することにより、県内における人権侵犯件数が平成26年度の131件を基準として、毎年度、前年度を下回ることを目指す。

この取組によって、性別、国籍、出身、障害のあるなしなどさまざまな違いを越えて、県民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会を実現する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
人権・同和問題に関する教育・啓発の推進	(55,976) 55,424	○ふれあい人権フェス タ 2016 の開催 12月 10 日 (土) 神埼市千代田文化 会館「はんぎーホー ル」 • 人権講演会 講師：宇梶剛士氏 • 大嶋潤子ふれあいコ ンサート • C S O活動紹介コー ナー等 (6団体) • 人権啓発パネル・資 料展示 ○同和問題講演会の 開催 8月 25 日 (木) 武雄市文化会館 講師：清原隆宣氏 ○拉致問題講演会の 開催 9月 25 日 (日) 佐賀市文化会館 講師：蓮池 薫氏	(56,946) 56,608	○ふれあい人権フェス タ 2015 の開催 12月 6 日 (日) 上峰町民センター • 人権講演会 講師：稻川淳二氏 • 和太鼓演奏 (上峰太 鼓) • 吹奏楽演奏 (佐賀学 園高校) • C S O活動紹介コー ナー等 (6団体) • 人権啓発パネル・資 料展示 ○同和問題講演会の 開催 8月 27 日 (木) 武雄市文化会館 講師：森 達也氏 ○拉致問題講演会の 開催 10月 3 日 (日) 多久市中央公民館 講師：蓮池 薫氏

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
		○啓発テレビ広告(56回) ○サッカー教室での啓発物品の配布(ノート5,000冊) ○スポーツ施設に人権啓発広告掲示(1施設) ○大型ビジョンでスポット啓発広告(13回) ○啓発ビデオ・DVDの貸出 (貸出:306回) ○市町への人権啓発事業の委託(11市町) ○街頭啓発活動 ○いじめ防止啓発ポスターの学校・企業等へ配布 (3,000枚)		○公益法人等職員向け研修会の開催 7月17日(金) アバンセホール 講師:菱山謙二氏 ○啓発テレビ広告(63回) ○サッカー教室での啓発物品の配布(下敷き5,000枚) ○スポーツ施設に人権啓発広告掲示(1施設) ○大型ビジョンでスポット啓発広告(22回) ○啓発ビデオ・DVDの貸出 (貸出:324回) ○市町への人権啓発事業の委託(13市町) ○街頭啓発活動 ○いじめ防止啓発ポスターの学校・企業等へ配布 (3,000枚)

③ 事業の成果

C S Oとの連携によるふれあい人権フェスタの開催や、ベストアメニティスタジアムに人権啓発広告を掲示するなど、創意工夫をこらした啓発事業を実施したことにより、県民が人権問題について考える効果的な機会となった。

こうした啓発事業への取組により、県内の人権侵犯事件の受理・処理件数は、平成21年度の365件をピークに減少傾向にあり、平成28年度については91件となり、平成27年度の132件を大きく下回り、目標を達成できた。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
人権侵犯事件の受理・処理件数	件	(26年度131件を下回る) 132	(前年度を下回る) 91	(前年度を下回る)	(前年度を下回る)
各種講座の理解率	%	(84.7) 86.2	(84.7) 90.1	(84.7)	(84.7)
隣保館の利用者数	人	(25年度 19,564人を 上回る) 19,198 (H26)	(前年度を上 回る) 20,229 (H27)	(前年度を上 回る)	(前年度を上 回る)
職場研修の参加者数	人	(25年度 3,305人を上 回る) 3,736 (H26)	(前年度を上 回る) 3,611 (H27)	(前年度を上 回る)	(前年度を上 回る)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状と課題>

- ・ 県内における人権侵犯件数（法務省調査）は平成21年の365件をピークに、平成28年は91件と減少傾向にあるものの、子どもの人権に関しては、平成27年度の県内の公立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は432件、平成27年度佐賀県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は237件（10年前の約2倍）と憂慮すべき状況が見られる。
- ・ 近年、インターネットの匿名性を利用した差別表現、誹謗中傷、個人情報の流布など新たな人権問題が顕在化している。
- ・ 平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」では、国と地方公共団体（県・市町）との適切な役割分担を踏まえた相談体制等の整備、当該地域の実情に応じた教育・啓発を講じるよう求められている。
- ・ 同和問題については、昨年、過去に問題となった「部落地名総鑑」の復刻版を発行・販売するとの告知がインターネット上に掲出されたことに対し、部落解放同盟から出版差し止めと損害賠償請求の裁判を提起されるといった事案が生じている。また、県内においても、未だ同和地区の問い合わせや学校現場における賤称語の不適切な使用といった事案が発生している。
- ・ 平成28年12月に施行された、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、国及び地方公共団体は、必要な教育及び啓発を行うことや、相談体制を充実させることが規定されており、国による具体的な取組動向を注視するとともに、県として適切に対応していく必要がある。

<要因分析>

- ・ 近年の急速な情報通信技術の進展によるインターネットのSNS上等での安易な情報発信や、複雑・混迷化する国際情勢の中での外国人の入国者数の増加、少子高齢化、核家族化等の家庭の在り方の変化など、社会環境の急激な変化は、様々な人権問題を複雑かつ多様化させている。
- ・ 県民の人権意識を高めるための人権教育・啓発に取り組んでいるが、同和問題をはじめとして依然として根強い差別意識が残っている。

<対応方針>

- ・ 「人権教育・啓発推進法」及び「佐賀県人権の尊重に関する条例」に基づき、県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、引き続き人権教育・啓発を積極的に実施する。
- ・ 人と人とのお互いに認め合い、支えあっていく大事さを、子どもの頃から認識してもらい、人に寄り添い、人を大切にする心を伝えていくため、「子ども向けのリーフレットの作成・配布」を実施する。
- ・ 一般県民を対象とした啓発・研修等の実施に当たっては、より多くの県民の耳目に触れるものとともに、人権フェスタはCSO等との県民協働事業とするなど、創意工夫を加え、より多くの県民に参加してもらえるイベントとする。
- ・ 行政職員については、基本的人権の尊重を行政施策を通じて具体化する責務を有しているため、県庁内における各種研修会への参加や職場研修の充実を推進していく。
- ・ ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法等に係る国の今後の動きを注視しながら、近年の人権問題を踏まえ、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の見直しを適切に進める。

IV 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

IV-I 文化

1 多彩な文化芸術の振興（企画調査費）

① 事業の目的

文化体験・鑑賞教室等の開催により、県内文化団体等のまなびの成果と地域のニーズをつなぎ、地域におけるまなびの機会の定着を支援する。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
文化体験・鑑賞教室 開催事業	(2,500) 2,453	○学校・グループ・団体等の 56 件(全 58 回)に文化団体を派遣	(2,500) 2,454	○学校・グループ・団体等の 53 件(全 57 回)に文化団体を派遣

③ 事業の成果

文化体験・鑑賞教室開催事業において、学校や公民館等で延べ 58 回、体験・鑑賞の機会を提供し、子どもたちを中心に生涯学習へのきっかけづくりが進んだ。

④ 総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】					

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

文化芸術を身近に感じ日常の暮らしの中で気軽に参加することが定着していない。

<要因分析>

文化芸術を鑑賞したり、気軽に体験できる機会が少ない。

<対応方針>

学校や公民館活動において、多彩な文化芸術の体験・鑑賞の機会を提供することにより、文化に親しむ人の裾野を広げ、もって子どもを中心とした県民の生涯学習のきっかけづくりにつなげる。

V 自発の地域づくり さが

V—I 県民協働

1 C S O活動の活発化と県民協働の推進（企画調査費）

① 事業の目的

自助、共助、公助のバランスがとれた社会づくりに向けて、県民一人ひとりが暮らしの満足度を高めていく主体となり、公益活動に参加し、行政と県内C S Oや中間支援組織（以下「C S O等」という。）との協働を更に進めるため、県とC S Oとの協働事業数を、平成30年度までに280件にすることを目指す。

また、県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出により更なる地域の課題解決につなげるため、県外C S O（N P O、N G O）を平成30年度までに4件誘致することを目指す。

② 事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
<主要事項> 佐賀の子どもたち 「五感」を引き出す 体験事業	(27,981) 27,978	・協働のモデル事業として、子どもや保護者等を対象にコミュニケーションの大切さを学ぶ体験事業を実施し、協働事業の一層の推進を図る。	—	—
地域活性化のため の県外C S O誘致 事業	(10,293) 9,556	・県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入、雇用創出	(7,958) 7,489	・県外で活躍するC S O（N P O、N G O）の誘致による県内C S Oへのノウハウ提供、人材の流入、雇用創出
県民協働推進事業 費	(3,285) 2,966	・C S O提案型協働創出事業の実施（提案の受付・相談、意見交換の場の設定と立会、協議の場への立会とコーディネートなど） ・市民活動応援ポータルサイトの運営 ・市民活動・ボランティア情報携帯メール配信システムの運営	(2,985) 2,690	・C S O提案型協働創出事業の実施（提案の受付・相談、意見交換の場の設定と立会、協議の場への立会とコーディネートなど） ・市民活動応援ポータルサイトの運営 ・市民活動・ボランティア情報携帯メール配信システムの運営

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
C S O活動基盤整備支援事業	(15,950) 15,930	・寄付を募りC S Oへ助成や研修等を行う県民ファンドを運営する公益財団法人（1法人）に対し、マッチングギフト方式により支援	(13,065) 13,064	・寄付を募りC S Oへ助成や研修等を行う県民ファンドを運営する公益財団法人（1法人）に対し、マッチングギフト方式により支援

③ 事業の成果

県民協働の推進を目指し提案型協働創出事業に取り組んだ結果、261件となり、平成28年度の目標（260件）を達成した。

また、「県外C S O（N P O、N G O）誘致事業」についても、全国展開の中間支援組織等の会議で事業を紹介していただくなど、様々な協力を得ながら誘致活動に取り組んだ結果、平成28年度の目標（累計2件）を超える累計5件を誘致することができ、C S O等へのノウハウ提供の場や雇用を創出することができた。

④ 総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
県とC S Oの協働事業数	件	(250) 251	(260) 261	(270)	(280)
県外C S O（N P O、N G O）の誘致件数（累計）	件	(1) 3	(2) 5	(3)	(4)

⑤ 現状と課題、要因分析、対応方針

＜現状・課題＞

- ・ 県とC S Oの協働事業数（H27年度：251件→H28年度：261件）が増加するなど県民協働は進み、また、C S Oの誘致件数（H27年度：3件→H28年度：累計5件）も順調に推移している。一方で、県民協働を推進していくうえでC S Oの体制は十分とは言い難い。
- ・ 県民協働は、県だけでなく、市町が地域のC S O等と連携を図る必要があるが、市町によりC S Oとの協働、支援について温度差があり、行政側の県民協働に対する意識改革も進める必要がある。
- ・ 県民協働を進めるには、県民が、公益的活動を理解し様々な形で参加（寄付やボランティア）していく必要があるが、まだ十分な状況とはなっていない。

<要因分析>

- ・ C S Oは、収入源の多様化による資金確保や法人の事業運営力の向上を図るための研修の機会、人材の確保・教育が十分ではなく、一部を除き、脆弱な状態が続いている。
- ・ 県民協働、地域課題の解決にC S Oが重要との認識が高い市町ばかりではないため、その結果、C S Oへの評価、連携が十分でない状況が続いている。
- ・ 県民も公益的活動への参加についての機運の高まりがない。

<対応方針>

- ・ 公益財団法人佐賀未来創造基金と連携を進め、C S Oに対する支援の一層の充実を図る。
- ・ 地域課題の解決を図るために、C S Oと市町との連携を一層推進する。また、誘致C S Oとの協働事業をモデル事業として実施し、県民協働の推進を図る。
- ・ フェイスブックなどのS N Sを活用した県民への情報発信により、公益的活動への理解参加（寄付やボランティア）を促す。